

就職氷河期世代支援に関する 農林水産省の取組

令和5年12月

農林水産省提出資料

就職氷河期世代支援に関する農林水産省の取組

① 施策・事業の概要

農林水産省は、令和6年度においても、農業・林業・漁業について、就職氷河期世代の方々を含む新規就業者を確保・育成するための各種支援を実施することとしている。

② 取組状況とその評価

令和4年度に実施した事業については、各分野とも新規就業者を確保し、一定の効果を上げられたと考えている。（例えば、農業分野では、「新規就農者育成総合対策」で約4,600名（うち就職氷河期世代は約1,700名）の就業を実現）

これに加えて、令和5年度当初予算において、新規就業者の更なる確保・育成のため、各分野で事業を見直した。具体的には、

- ・ 農業分野では、非正規雇用の方も働きながら受講できる農業研修の実施への支援、
- ・ 林業分野では、林業作業士（フォレストワーカー）へと育成するための体系的な研修の支援対象経営体の拡充等
- ・ 漁業分野では、長期研修支援における、指導漁業者が複数の研修生を指導するグループ型研修の導入等の見直しを行った。

③ 上記の評価に基づく施策の見直し

農業・林業・漁業の各分野について、事業が一定の効果を上げていることを踏まえ、引き続き事業を継続することで、より一層の新規就業者の確保・育成を図ることとする。

④ 今後の取組

令和6年度以降も、事業の効果的・効率的な実施を図り、就職氷河期世代を含む幅広い人材の確保・育成に取り組んでいく。

○ 新規就農者育成総合対策

【令和6年度予算概算決定額 12,124 (10,603) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 3,500百万円)

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。

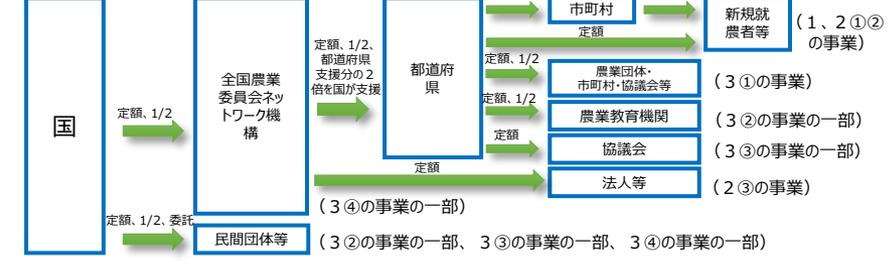
3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員の設置**、**先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

(令和5年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業^{※1}

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者^{※2} (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金^{※3}

対象者：認定新規就農者^{※4} (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5}
 ×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金^{※3}

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5}
 ×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援

① サポート体制構築事業^{※1}

- ・研修農場の整備に必要な機械・施設の導入
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施
- ・有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

- ・都道府県におけるスマート農業や有機農業等の研修モデルの構築・実施

④ 農業人材確保推進事業

- ・インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
 ※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象
 ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
 ※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
 ※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)